

# 鈴鹿市の農林業

— 2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の結果概要 —

鈴 鹿 市

# ご利用にあたって

## I 2010年世界農林業センサスの概要

### 1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、農林業の生産構造や就業構造等の実態、農山村地域の現状を把握することによって、農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）及び農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）に基づくものです。

### 3 調査の時期

平成22年2月1日現在で実施しました。

## II 本資料利用上の注意

### 1 数値について

ア 今回公表の数値は、2010年世界農林業センサス調査結果のうち、農林業経営体調査の鈴鹿市分の結果について、本市が独自に集計した数値であり、農林水産省や三重県が公表する数値とは異なる場合があります。

イ 面積の取扱いについて

農林業センサスは属人調査（属地ではない）であるため、調査対象が他の市町村又は県外に農地や山林を保有している場合、その経営耕地面積や保有山林面積はその農家や林家のある市町村の面積に計上されます。

ウ 表中に使用した符号は、次のとおりです。

「—」は事実のないもの

「…」は調査を欠くもの

「0」は単位に満たないもの

「△」は減少したもの

「X」は数値を秘匿したもの

※調査客体の秘密保護の観点から、2 客体以下については、総客体数以外の調査項目は公表しないこととします。

エ 構成比等については、四捨五入による端数の関係から合計と内訳が一致しない場合があります。

## 2 定義及び用語説明等について

### ◇農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が 30 アール以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の規模の農業

- |               |  |
|---------------|--|
| ① 露地野菜作付面積    | 15 アール                                   |
| ② 施設野菜栽培面積    | 350 平方メートル                               |
| ③ 果樹栽培面積      | 10 アール                                   |
| ④ 露地花き栽培面積    | 10 アール                                   |
| ⑤ 施設花き栽培面積    | 250 平方メートル                               |
| ⑥ 搾乳牛飼養頭数     | 1 頭                                      |
| ⑦ 肥育牛飼養頭数     | 1 頭                                      |
| ⑧ 豚飼養頭数       | 15 頭                                     |
| ⑨ 採卵鶏飼養羽数     | 150 羽                                    |
| ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 | 1, 000 羽                                 |
| ⑪ その他         | 調査期日前 1 年間における農業生産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模 |

ウ 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が 3 ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施するものに限る。）

エ 農作業の受託の事業

オ 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業

### ◇農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ア、イ、エのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

### ◇林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、ウ、オのいずれかに該当する事業を行う者をいう。

◇法人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。

◇農家

経営耕地面積が 10 アール以上の農業を行う世帯, 又は過去 1 年間における農業生産物の総販売額が 15 万円以上あった世帯をいう。

◇販売農家

経営耕地面積が 30 アール以上又は調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円以上の農家をいう。

◇自給的農家

経営耕地面積が 30 アール未満かつ調査期日前 1 年間における農産物販売金額が 50 万円未満である農家をいう。

◇専業農家

世帯員の中に兼業従事者(調査期日前 1 年間に 30 日以上雇用兼業に従事した者又は調査期日前 1 年間に販売金額が 15 万円以上ある自営兼業に従事した者)が 1 人もいない農家をいう。

◇兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。

◇第 1 種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

◇第 2 種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

◇農家以外の農業事業体

農家以外で農業を営む事業体であって, 調査期日現在の経営耕地面積が 10 アール以上あるもの又は調査期日前 1 年間の農産物販売金額が 15 万円以上あるものをいう。

◇農事組合法人

農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)に基づき農業生産について協業を図ることにより, 共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

◇会社

株式会社, 合名・合資会社, 相互会社, 合同会社の組織形態をとっているものをいう。

◇各種団体

農協，森林組合，その他の各種団体（農業共済組合や農業関係団体，林業関係団体など）をいう。

◇その他の法人

農事組合法人，会社及び各種団体以外の法人（公益法人，宗教法人，医療法人など）をいう。

◇地方公共団体・財産区

- ・地方公共団体は，都道府県と市区町村をいう。
- ・財産区は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき，市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

◇農家人口

農家を構成する世帯員の総数をいう。

◇農業従事者

15 歳以上の世帯員のうち，調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。

◇農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）で，調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち，自営農業が主の者をいう。

◇基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち，調査期日前 1 年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

◇非農家

5 アール以上の耕地及び耕作放棄地を所有する農家以外の世帯をいう。

◇生産年齢人口

15～64 歳の者をいう。

◇経営耕地面積

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい，自家で所有している耕地（自作地）と，よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計をいう。

《経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地》

◇借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

◇貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

◇耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした考えのない土地をいう。

◇所有山林

実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入していた山林を含む。また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含める。

◇貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地及び分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。

◇借入山林

単独で山林として使用するため借り入れている土地及び分収している山林をいう。また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含める。

◇保有山林

所有山林のうち他に貸し付けている山林などを除いたものに他から借りている山林などを加えたものをいう。

《保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林》

◇植林

山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子の播き付け、挿し木などをするをいう。

◇下刈りなど

林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。なお、作業を年2回以上同一区間で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とする。

◇間伐

材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不要木など林木の一部を伐採することをいう。

◇切捨間伐

間伐のうち，間伐材を林内に放置したままにした場合をいう。

◇利用間伐

間伐のうち，間伐材を林外に運搬し，他に利用した場合をいう。

◇主伐

一定の林齢に育成した立木を，用材等で販売するために伐採することをいう。なお，主伐には，一度に全面積伐採する皆伐と区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが，択伐の場合であっても，面積は，伐採した全体の区画とする。また被害木の伐採は含まない。